

あきる野市違反広告物撤去協力員の手引き

平成23年4月

あきる野市都市整備部管理課

あきる野市違反広告物撤去協力員の概要

1 「あきる野市違反広告物撤去協力員」とは

あきる野市違反広告物撤去協力員（以下「協力員」といいます。）とは、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）に基づき、市が処理するとされた屋外広告物法第7条第4項及び東京都屋外広告物条例に規定する違反広告物（「はり紙」「はり札」「立看板」）の撤去について、「あきる野市違反広告物撤去協力員制度実施要綱」（以下「要綱」といいます。）により、市長から委嘱を受けた方をいいます。

2 「違反広告物」とは

屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例に違反した市内の路上等に表示し、又は掲出された「はり紙」「はり札」「立看板」をいいます。

3 協力員の登録にあたって

- (1) 協力員は、都市整備部管理課と連携して、一定の地域において、ボランティアで違反広告物を撤去していただくものです。
- (2) 協力員の登録をした方は、協力員としての委嘱書の交付と「あきる野市違反広告物撤去協力員証」「あきる野市違反広告物撤去協力員腕章」及び撤去活動に必要な用品等をお渡しします。
- (3) 協力員の任期は2年以内です。ただし更新はできます。
- (4) 撤去活動中の事故は、全国市長会市民総合賠償補償保険の対象となります。
- (5) 撤去活動にあたっては、関係法令を遵守して行ってください。

4 その他

- (1) 協力員が、その身分を失った時は、ただちに協力員証及び腕章を都市整備部管理課に返却されるようお願いいたします。
- (2) 活動についてご不明な点は、都市整備部管理課管理係にご相談ください。

あきる野市違反広告物撤去協力員の活動の実際

○ 撤去できる違反広告物

協力員が撤去できる違反広告物は、道路上（電柱、街路灯、街路樹、道路標識等）に掲出され、営利を目的としたもので、管理されずに放置され、容易に取りはずすことができる「はり紙」「はり札」「立看板」に限定されています。

※協力員が撤去できる違反広告物の3要件・・・満たされない場合は撤去できません。

- ①管理されずに、放置されている。
- ②容易に取り外すことができる。
- ③「はり紙」、「はり札」、「立看板」に限定する。

はり紙とは・・・紙等に印刷または手書きされた広告物で他の物件（電柱類）に貼付されたもの



はり札とは・・・ベニヤ板、プラスチック板（ボール紙も含む）その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で電柱等に取り付けられているもの



立看板とは・・・木枠に紙はり若しくは布はりをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、電柱等に立てかけられているもの。ただし、その材質が金属枠にもの又は野立看板のように、土地に固定された状態で立てられているものを除く。



○撤去できない違反広告物

下記のもの撤去できませんので、一切手を触れずに市役所にご連絡ください。撤去するとトラブルのもとになります。

- 1 東京都屋外広告物条例に基づき許可を受けた広告物
- 2 政党関係の広告物、信教の自由に関する広告物又は非営利目的の広告物
 - (1) 政治団体、宗教団体、労働組合等の非営利団体が主催、共催、後援する行宣伝に関するもの
 - (2) 政治団体、宗教団体等の機関紙販売に関するもの
 - (3) 入場無料と明示されている講演会、映画会、観劇等に関するもの
 - (4) 市役所又はその他の行政機関が関係する各種団体が掲出するもの

3 協力員が撤去できない違反広告物

(1) のぼり旗



(2) 材質が金属若しくは金属枠である違反広告物



(3) 鍵等により容易に取り外すことができない状態で設置された違反広告物



(4) 野立看板のように土地に固定された状態で立てられている違反
広告物

(5) 民地内にある違反広告物



4 自己の店舗等に掲出されている広告物 (管理されている広告物)



撤去活動の方法及び注意事項

協力員は次の手続き及び方法にしたがって、撤去活動を行ってください。

- 1 撤去活動を行う際は管理課管理係に連絡し、安全のため必ず2人以上で活動してください。
- 2 撤去活動にあたり、必ず市長から交付された協力員証を携帯し、腕章を着用してください。
- 3 違反広告物を撤去するときは、違反広告物及びその掲出のために使用された針金、ビニールひも等についても併せて撤去をお願いいたします。
- 4 撤去活動後は、違反広告物を紙等の可燃物とプラスチック板等の不燃物及び針金、ビニールひも等に分別してください。その後市が定期的に回収します。
- 5 撤去活動時は、周囲の安全確認を行い、けがや事故に十分に気をつけ、かつ他人の財産を傷つけないようにしてください。
- 6 違反広告物業者等とのトラブルがあった場合は、すぐに撤去活動を中止し、下記に連絡してください。

連絡先

あきる野市都市整備部管理課管理係 042-558-1111 (代表)

緊急連絡先

福生警察署 042-551-0110

五日市警察署 042-595-0110

局番なしの110番へ

撤去活動後は、あきる野市違反広告物撤去活動報告書（様式第3号）により活動内容を管理課管理係へ提出してください。

市民総合賠償補償保険（全国市長会）

撤去活動中の偶発的な事故は、市民総合賠償補償保険で対応しますので、下記のような場合には速やかに管理課管理係まで連絡してください。

- 1 協力員自身が活動撤去中にけがをした場合
- 2 協力員が活動するために、家を出て戻ってくる間にけがをした場合
- 3 協力員が撤去活動中に第三者にけがを負わせた場合
- 4 協力員が撤去活動中に誤って第三者の物を壊した場合